

医療保険適用の方

サニーデイスマイル訪問看護ステーション 契 約 書



〒595-0015

大阪府泉大津市二田町1丁目17-16-101号

☎0725 (51) 7075

訪問看護契約書 医療保険

1) サービス提供事業者及び事業所の概要

法人名称 株式会社サニーデイスマイル
代表者職・氏名 代表取締役 池林 清美
本社所在地 大阪府堺市南区赤坂台5丁10-6-2
法人連絡先 072(249)3084
法人設立年月日 平成27年10月5日

(1) 事業所の所在地等

事業所名称 サニーデイスマイル訪問看護ステーション
医療保険事業所番号 06-90095
事業所所在地 大阪府泉大津市二田町1丁目17-16-101
電話番号 0725(51)7075 FAX 0725(51)7275
通常の事業実施地域 大阪府全域

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日（但し、12月29日～1月3日は休み）
営業時間 9:00～18:00
緊急時契約者 24時間連絡体制あり

(3) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 要介護状態又は要支援状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護及び介護
予防訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した
日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。
訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスの実施に当たりサービス従事者の確保・教育・
運営の方針 指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保険医療・福祉など
医療機関との連携により、総合的なサービス提供に努めます。

(4) 相談窓口（ご相談・苦情・キャンセルなどの連絡）

サニーデイスマイル訪問看護ステーション

電話番号：０７２５（５１）７０７５ F A X ： ０７２５（５１）７２７５

対応時間：９：００～１８：００

(5) サービス提供内容

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 病状・障害の観察 | ⑥ ターミナルケア |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦ 認知症患者の看護 |
| ③ 食事及び排せつなど日常生活の世話 | ⑧ 療養生活や介護方法の指導 |
| ④ 床ずれの予防・処置 | ⑨ カテーテルなどの管理 |
| ⑤ リハビリテーション | ⑩ その他医師の指示による医療処置 |

(6) 利用料金

訪問看護基本料金 ※保険によりご負担割合（１～３割）は変わります。

訪問看護基本療養費 (10割で表示)	週３日まで	5,550 円
	週４日以降	6,550 円
訪問看護管理療養費	初日	7,670 円
	２日目以降	3,000 円

時間別利用料 ※保険によりご負担割合（１～３割）は変わります。

訪問時間	加算額（10割で表示）
昼間（８：００～１８：００）	通常料金
早朝（６：００～８：００）	2,100 円
夜間（１８：００～２２：００）	2,100 円
深夜（２２：００～６：００）	4,200 円

サービスの加算料金 ※保険によりご負担割合（1～3割）は変わります。

加算項目	料金（10割で表示）
特別管理加算（1月につき） ※特別な管理を必要とするご利用者様に対してサービスの 実施にあたり計画的な管理を行う場合	2,500 円 / 5,000 円
24 時間対応体制加算（1月につき）24 時間連絡対応、 計画にない緊急時の訪問をご希望の場合	6,800 円
緊急訪問看護加算（1回につき）24 時間連絡対応 計画にない緊急時の訪問をご希望の場合	イ月 14 日目まで 2,650 円 ロ月 15 日目以降 2,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費（死亡月） 利用者が帰天された日を含む 14 日間以内に 2 回以上の ターミナルケアを行った場合	25,000 円
訪問看護情報提供療養費（1回につき） 市町村・指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支 援事業者に対して必要な情報を提供したとき	1,500 円
長時間訪問看護加算（1回につき） 長時間の訪問を要するご利用者様に対して、1 回の訪問 看護の時間が 90 分を超えた場合	5,200 円
複数名訪問看護加算（週 1 回） 同時に複数の看護師が指定訪問看護を必要とする方（厚 生労働大臣が定める状態にある方）に対して利用者や家 族の同意を得て指定訪問看護を行った場合	4,500 円
乳幼児加算（訪問看護基本療養費） 6 歳未満の乳幼児に対し、訪問看護ステーションの看護 師等が指定訪問看護を行った場合	1,300 円 1,800 円(別に厚生労働大 臣が定める者に該当する 場合)
訪問看護医療 DX 情報活用加算（月 1 回に限り） 電子資格確認により利用者の診療情報を取得等した上で 指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	50 円
訪問看護ベースアップ評価料(I)（月 1 回） 医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合 には、利用者 1 人につき、訪問看護ベースアップ評価料 (I)として、月 1 回に限り算定	780 円

※上記加算の他、退院時共同指導加算等必要に応じて合算します。

キャンセル料

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。	
	前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	前日までにご連絡のない場合	状況により、1 提供当たりの料金の 5 0 % を請求いたします。

※ただし、ご利用者様の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

料金のお支払い

ご利用料金その他の費用の請求方法等	毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 1 5 日までに請求いたしますので、2 7 日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。
-------------------	---

様 と株式会社サニーデイスマイルの営むサニーデイスマイル訪問看護ステーション（以下「事業者」と言う）は、事業者が契約者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の療養生活を支援し、心身の機能の維持・向上を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供し、契約者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

本契約は契約締結の日から第16条に基づく契約期間終了の日まで、本契約の定める所に従って当事業者が提供する訪問看護サービスを利用できるものとします。

契約者から事業者に対し、契約満了日の7日前までに文書による契約終了の申し出がない場合は同条件で更新されるものとします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

- 1、 事業者は医師の診断に基づいて、契約者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および意向を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
- 2、 事業者は契約者の居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画を作成します。
- 3、 事業者は訪問看護計画の内容を、契約者およびその家族に対し説明を行い同意の上、サービスを提供します。
- 4、 契約者およびその家族からサービス変更の希望があった場合や心身の状況変化、環境の変化などがあった場合は契約者およびその家族と協議の上訪問看護計画を変更します。

第4条（主治医及び居宅介護支援事業者などとの連携）

- 1、 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護サービスの提供を開始します。
- 2、 事業者は、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。
- 3、 事業者は、契約者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、契約者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保険・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な関係を図ります。

第5条（医療保険給付対象サービス）

- 1、 事業者は医療保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問看護師などを派遣し、契約者に対して心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

第6条（訪問看護員の交代など）

- 1、 契約者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
- 2、 事業者は、訪問看護師の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第7条（サービスの実施）

- 1、 契約者は第5条及び第6条で定められたサービスを実施するものとし、契約者はそれ以外のサービスを事業者に依頼することはできません。
- 2、 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3、 契約者は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。
- 4、 事業者及び訪問看護員は、契約者に対する訪問看護サービスの実施にいて記録を作成し、それを5年間保管し、契約者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第8条（利用の中止、変更、追加）

- 1、 契約者は利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出るものとします。
- 2、 契約者が、利用当日に利用の中止を申し出た場合は、定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3、 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第 9 条（サービス内容の変更）

- 1、 事業者はサービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2、 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第 10 条（利用料金の変更）

- 1、 医療保険の改定など給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2、 サービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の 2 か月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3、 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第 11 条（守秘義務）

- 1、 事業者、訪問看護師又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとし、本契約が終了した後も継続して守秘義務を負うものとします。
- 2、 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3、 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 12 条（訪問看護師の禁止行為）

- 1、 訪問看護師は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。
 - 1 契約者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
 - 2 契約者の家族等に対するサービスの提供
 - 3 飲酒及び喫煙
 - 4 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - 5 その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

第13条（損害賠償責任）

- 1、 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 2、 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

- 1、 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を免れるものとします。

- 1 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者がサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者及び訪問看護員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第16条（契約の終了）

- 1、 契約者は、事業者に対して7日前の予告期間において文書で通知することで、この契約を解約することができるものとします。ただし、契約者の病変・急な入院などのやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 2、 事業者はやむを得ない事情がある場合、契約者に対して2か月間の予告期間において、理由を示した文書を通知することでこの契約を解約することができるものとします。

3、 次の事由に該当した場合は、契約者は文書で通知することで直ちにこの契約を解約できるものとします。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 2 事業者が守秘義務に反した場合
- 3 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事により事業所を閉鎖した場合
- 4 事業所が介護保険の指定（医療保険指定）を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 5 事業者もしくは訪問看護師が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

4、 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで直ちにこの契約を解約できるものとします。

- 1 契約者のサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金支払いの催告にも応じなかった場合
- 2 契約者又はその家族などが、事業者や訪問看護師に対して、この契約を継続しがたいほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
- 3 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- 4 契約者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

5、 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- 1 契約者の要介護又は要支援区分が非該当（自立）と認定された場合
- 2 契約者が介護保険施設に入所した場合
- 3 契約者の所在が二週間以上不在になった場合
- 4 契約者が死亡した場合

第17条（精算）

前条により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務などを負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第18条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 19 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は関係法令に従い、事業者と契約者は双方誠意をもって協議するものとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

契約書締結日 令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名 _____ 印 _____

(署名代理人)

住所

氏名 _____ 印 _____

続柄 ()

事業者 株式会社サニーデイスマイル

住所 大阪府堺市南区赤坂台5丁10-6-2

代表者 代表取締役 池林 清美

事業所 サニーデイスマイル訪問看護ステーション

住所 大阪府泉大津市二田町1丁目17-16-101号

管理者 池林 清美